

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第47回）議事録

日 時 令和2年3月27日（金） 10:00～10:48

場 所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員） 檜谷委員長、島本委員長代理、明石委員、藤村委員

（関係府省庁） 財務省主税局税制第二課 安掛課長補佐

国税庁課税部酒税課 佐藤課長補佐

厚生労働省医政局総務課 阿部課長補佐

国土交通省都市局都市計画課 雪野課長補佐、湯浅係長

市街地整備課 岡田融資企画係長

（事務局） 内閣府地方創生推進事務局 山本参事官、井上主査

1. 開会

（檜谷委員長） それでは、第47回評価・調査委員会を開会します。

今日は山根委員が御欠席です。

それでは、議事次第に沿って進めてまいります。本日は、評価の対象となっております特例措置などにつきまして、各部会における検討状況について御報告を頂きたいと思っております。

2. 地域活性化部会報告

（檜谷委員長） まずは、地域活性化部会の検討状況につきまして、御報告をお願いします。島本部長からよろしくをお願いします。

（島本委員長代理） 資料2を御覧ください。

地域活性化部会では、特例措置709（710、711）「特産酒類の製造事業」のうち、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項につきまして、認定地方公共団体における実施状況について報告を受けるとともに、次の評価の実施時期について検討いたしました。

実施状況の報告及び評価時期について、事務局のほうより報告させていただきます。

（山本参事官） 資料1に戻ります。この特例措置は、地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎または原料アルコールを製造しようとする場合に、製造免許の取得に最低製造数量基準を適用除外にするというものです。

これまで認定された件数は5件ですが、1件につきましては、令和3年度製造開始予定となっており、今回、調査対象は残りの4件となります。

また、資料2の2ページ目の⑥のところで、この特例措置の評価・調査委員会による調査では、観光客の増加が見込まれる、原料を地域ブランドとする計画がある、販売区域が限定されているので緩和を要望する、などの回答がございました。

関係府省庁の調査では、納税申告実績があるのは1件で、期限後申告であったというこ

と、それから、今後、認定件数が増加した場合には、税務執行コストの上昇が課題になり得るという考え方が示されました。また、申告実績1件のみということで、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは少し時期尚早ではないかと考えているということでした。

地域活性化部会の議論では、税務行政コストは業務体制の工夫で節減の可能性があるのではないかと。納税申告において発生した問題は特定事業に起因するものであるかどうか精査すべき必要があるのではないかと。それから、このほかの酒類に関する特定事業も含めて、酒税法関係の特定事業は地域振興としての意義が大きく、また特区固有の弊害は比較的少ないと言えるのではないかと、という議論がございました。

その結果、⑦「今後の対応方針」のとおり、関係省庁及び事務局は、現在及び今後認定される特区において新たな弊害・効果の発生について引き続き情報収集すること。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は令和5年度に改めて評価を行うというもとなりました。

(樫谷委員長) 財務省あるいは国税庁のほうから何かございますか。

(関係府省庁特に補足等なし)

(樫谷委員長) よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問・御質問がございましたら御発言を頂きたいと思えます。

(明石委員) こういう面白い特区の試みがなぜほかにもっと普及していかないのか。地産地消という面白い提案なのに自治体は何をしているのでしょうかね。一応この結論は分かる。この1件だけでは。令和5年を待つのは賛成ですが、せっかくいい仕組みなのにもったいないなというのが感想。

(山本参事官) 正確な理由というのは我々もつかみかねているところですが、特産酒類の製造事業全体では、果実酒も含めて認定件数が100件ぐらいに上りますので、それなりに使っているのではないかなと思いますが、この単式蒸留焼酎と原料アルコールについては比較的新しいもので、まだ知っている人も少ないのかなという気もします。

あと、特区の認定とは別に製造免許が別途必要になり、その製造免許の申請の段になって断念したといったものの中にはあるのかなと思います。

今回調査した4件のうち、実際に事業をやっているのは2件で、他2件は認定されているが事業は行われていないようで、少しそういう面もあるのかなと、思っております。

(明石委員) 分かりました。ありがとうございました。

(島本委員長代理) アルコール類の特区は今までも幾つかありまして、どぶろくが一番規模も大きくなり、地域活性化の効果はありますが、一方で、特区にしておいたほうが地域の特性を出せるという事情もある。本件はあまりにも件数が少ないので、もうちょっと見ようということだが、これが広がっても、特区のままにしたほうがいいのか全国展開したほうがいいのかというのは、また議論が分かれるところだと思います。

(樫谷委員長) 資料にあるように、確かに徴税コストの問題がどうしても出てくるが、認定件数が増加した場合というのは、これは特区であろうと何であろうという意味か。

(安掛課長補佐) 当然ながら、特区制度によって免許者が増えるという前提にはなりませんけれども、特区に限らず免許者が増えれば、徴税コストも増えるということです。

(樫谷委員長) でも、これは地域活性化との関係で、徴税コストというのは確かに増えることは実際なのです。また、職員もいっぱいいるわけでは決していないと思います。一方で地域振興もしなければいけない。これほどのようにバランスを取るべきかと、もしお考えがあれば。我々が判断するとき、確かにあまり徴税コストが増えても、つまり、特区事業の効果以上に増えても困るわけですね。

(安掛課長補佐) 免許者数が増えていけば、当然酒税の保全や取締り上確認をしなければならぬという潜在的な対象者が増えることになりますので、当然ながらその分様々な事務的な準備も必要ですし、情報収集をすとか、確認先が増えていくという関係になります。免許者数が増えれば、当然その確認先の対象者数が増えていく関係にあるのは仕方のないことだと思っております。

ですので、そういった地域振興の効果というところと、他方でこういった執行コストもかけるというところのバランスというのは、なかなか一概に申し上げにくいというところがあります。免許を受けた全ての方が法律や行政手続に明るい方であれば非常にありがたいと思いますが、そういった点については、特区計画は法律や行政手続に明るい行政機関、地方公共団体が提案いたしますので、そういったところにも御協力を頂きながら実施していくということによって、少し分散するような形でやっていくとすると、少し効率的になるのかなとは思っています。

(樫谷委員長) 単に件数が増加した場合は、法人でも企業が半分になったり、あるいは赤字企業ばかりだったりする場合のようにコストはかからないのですよね。それは全く違うので、その辺はやはり費用と効果、それとのバランスをよく考えていただきながら、当然、そう単純に増えるというのではなくて、おっしゃっていただいているように、知恵を出しながら地方との分担を考えていただくというのが非常にいいのかなと思います。

(明石委員) 私は千葉県に住んでいまして、千葉県は人口640万で、お酒の蔵元が44件あるのですが、なかなか景気がよくない。それで、南の勝浦とか館山辺りに地域活性化するにはピワとか何かで酒類を作れないとか、分かりませんがね。今、一番千葉県が困っているのは、首都圏に近いところはいいのですけれども、郡部はものすごく停滞しています。

(樫谷委員長) 千葉県ですらそうですものね。

(明石委員) はい。何かいい活性化はないかと。だけれども、先ほど話をお聞きして分かりました。いろいろなバランスがあるのですね。だから、県がどれだけ補助金を出せばいいかというのはちょっと悩みですね。

(樫谷委員長) ある程度まとまって製造場があればいいのでしょうけど、北海道1個、九

州1個と各県1個ずつだと困りますものね。地域の配分も、この中でいっぱい、例えば100個もあればね。1件1件は小さくても。トータルコストというか1件当たりのコストはね。本当はわっとその地域で増えていただくといいのかなという感じはするのです。

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、本特例措置につきましては、地域活性化部会の評価意見案を本委員会の評価意見として了承することにしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございました。

御異議がないということでございますので、委員会評価意見として了承したいと思えます。

本特例措置につきましては、令和5年度に改めて評価でよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

(財務省退室、厚生労働省入室)

3. 医療・福祉・労働部会報告

(樫谷委員長) 続きまして、医療・福祉・労働部会の検討結果につきまして御報告をお願いしたいと思います。部会長の藤村委員、よろしくお願ひいたします。

(藤村委員) 資料3を御覧いただきたいと思えます。医療・福祉・労働部会では、特例措置910「病院等開設会社による病院等開設事業」について、関係府省庁から対応状況について報告を受けました。事務局より報告をしていただきたいと思えます。

(山本参事官) 同じく資料3の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。

この特例措置の内容は、医療事業というのは基本的に非営利ということが前提で、従来、株式会社による病院等の開設は認められていませんが、この構造改革特区に認定されますと、保険医療機関の指定を行わないとか、様々な構造設備基準等を満たすことなどを前提として高度な医療、すなわち高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものを提供する病院、診療所を開設できるという特例が認められるものです。

3ページです。この特例措置は、平成29年度に評価をしております。この際の議論で、評価・調査委員会による調査で、この特定事業は診療領域に制限があるために、今後、同領域の拡大が図られれば大きな事業展開が見込まれること。それから、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチに対する多角的な事業展開も可能となるということは確認されたところでございます。

当時の部会の議論ですが、この診療領域の限定を解除したほうがいいのか、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要だという議論のほかに、関係府省庁は診療領域について高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、利用者の拡大の要望も踏まえ検討

を行う必要があるという意見が出されたところです。

これを受けまして、対応方針として、診療領域について事業者の拡大の要望も踏まえ検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告し、その内容について議論を行い一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点について情報提供・周知・助言に努め、委員会がその後の事業の実施状況を踏まえて2021年度までに改めて評価を行うという評価意見が出されていたところです。

したがって、昨年度（平成30年度）に検討状況を報告するという事になっておりましたが、資料の5ページの真ん中のおり、事業者から要望のあった19の施術について、高度医療を提供する上で必要があると認められる場合に該当するかどうかについて、医学的な観点から判断が必要であるということで複数の有識者に意見を伺うとともに、関係学会にも意見を伺うということで、2019年度中、つまり今年度中に新たためて報告をするとなったところでございます。

6ページになりますが、関係法令の規定といたしましては、構造改革特別区域法第18条第6項において、「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合には、許可に係る高度医療以外の医療を提供できる」とされておりまして、具体的には逐条解説によって、①高度な医療の必要性の診断に至るまで状態を安定させるために必要な医療である場合とか、②高度な医療の対象となることが判明した者に対する高度な医療の提供に付随する入院、投薬である場合とか、③高度な医療の提供が終了した後に、当該高度な医療の効果を維持する上で必要と認められる医療、こういった場合に認められるという仕組みになっております。

具体的に検討していただいたものが、この資料の最後の表のおり、具体的な施術名とその実施可否についてということでございます。

許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められるかどうかにつきまして、この病院は、CALという乳房再建などのときに使う施術を用いて医療をやっており、その施術と一体的に行う場合に限って、表の△がついているところについては認めてもいいのではないかとございまして。

なお、13番以下の部分につきましては、関連性が薄いということで×ということですので、以上のように厚生労働省に御検討いただいて、報告を頂いたところでございます。

（樫谷委員長）ありがとうございます。

何か厚労省からありますか。

（阿部課長補佐）今、御報告、御説明いただきましたとおりでございまして、私ども事業者様から御依頼のありました19施術について、専門家の方に御意見を頂いて表を作りました次第で、ちょっと分かりにくいところがございませけれども、△になっておりますのは、乳房をがんなどで切除したところに御自身の脂肪を移植するという、普通の脂肪ではなくて幹細胞という、少し定着しやすいものを移植するという高度な医療で、この手術を行うに当たりまして、ただ、乳房再建手術をしているからといいまして、体のほか

の部分、ほっぺたとか足とかお腹といったところに脂肪を移植するというのは適用外でしょうと。大ざっぱに言いますと、そのような観点から乳房手術と一緒に行う手術に限って、△をつけて認めますという形に表を提出しております。このような次第です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、それではただいまの報告につきまして、御意見・御質問がございましたら御発言をよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

まず、△というのは限定的付だということですか。

(阿部課長補佐) そうです。一体化してやるということですか。

(樫谷委員長) 一体化してやる分にはいいという意味で、丸であれば一体化しなくてもという意味ですよ。ただし、これは△だから、一体化しなければならないということでしょうか。

(阿部課長補佐) 注意書きについては上段のほうに書かせていただいております。

(樫谷委員長) ×は一体化するのとちょっと範疇が違うと。一体化できないようなものということでしょうか。

(阿部課長補佐) はい。全く適用外でしょうというように専門家の方に御意見を頂いております。

(樫谷委員長) 分かりました。

何かございますか。

これはもともとは東大の技術で、これが幹細胞の技術なのですか。

(阿部課長補佐) 普通、一般的に言われている幹細胞にも近いものはございますけれども、脂肪の中にあります幹細胞で、今の幹細胞移植と言われているのは、どこにでも分化する幹細胞だと伺っております。今回、御議論いただきましたのは、脂肪をお腹周りなどから持ってまいりまして、その中を遠心分離するそうです。脂肪のぶよぶよしたところではなくて、ちょっと固まっているような、細かい血管が入っているそうですけれども、そのところに遠心分離に強い組織だということで、そこだけを濃くして注入するということで、普通の脂肪移植よりも、入れた量に対してそこに定着する確率がすごく高いということに目をつけた研究だと伺っております。2000年前半ぐらいから研究が始められまして、今、実用化にこぎつけていると伺っております。

(樫谷委員長) 分かりました。

何かよろしいですか。

(島本委員長代理) 今回、サポートしていただいているということですよ。付随する施設範囲を広げる方向で検討していただいているということですよ。

(阿部課長補佐) 否定するものではありませんけれども、適用外につきましては、今回、×をつけさせていただきまして、この条文の、先ほどお話がありました逐条解説に沿って判断させていただいたという形になります。

(樫谷委員長) よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、本特例措置につきましては、今回の報告を踏まえまして、令和3年度に改めて評価が必要することにしたと思います。

(厚生労働省退室)

4. 令和元年度評価意見案について

(樫谷委員長) それでは、部会からの報告を踏まえまして、評価・調査委員会としての令和元年度の評価意見を取りまとめることとしたいと思います。

(委員長資料配付)

私のほうから簡単に御説明したいと思います。

まず「1. はじめに」について、ここでは当委員会の役割及び今年度の検討の概略について記載しております。

続きまして「2. 令和元年度の評価について」ですが、まず(1)として「評価の進め方」について記載しております。(2)は「評価意見の概要」を記載しております。具体的には評価対象の特例措置1件について、評価意見の概要を説明しております。

最後に「3. おわりに」に、構造改革特区制度に寄せられる期待を踏まえまして、関係府省庁の一層の取組をお願いして結びとしております。

また、別紙におきまして、部会長から御報告頂いた案件ごとの意見が記載されております。

以上が評価意見案の取りまとめでございますけれども、御意見・御質問がございましたら御発言を頂きたいのですけれどもいかがでしょうか。

今回、基本的には1件だけです。あと、1. と3. は例年どおりです。

(島本委員長代理) 今までどおりですね。寂しい限りですね。

(樫谷委員長) ちょっと寂しいのですけれども、これはまた特区をどうするかということですね。1件しかないから、問題と言ってはいいのか分かりませんが、もう少し知恵を出して使っていただくのが、明石委員のお話ではないのですけれども大事だと思いますので、またそういう努力をしていかなければいけないと思います。

よろしいですか。

それでは、本日の案について、評価・調査委員会の意見として構造改革特別区域推進本部長に提出したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

(国土交通省入室)

5. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について

(樫谷委員長) それでは、議題5「新たに適用された特例措置の評価時期の設定について」でございますが、事務局より御説明をお願いいたします。

(山本参事官) それでは、資料4の2ページをお開きいただきたいと思います。昨年秋の臨時国会におきまして構造改革特区法の改正法案が成立し、新たにできた特例措置です。

具体的な内容につきましては「現行」に書いておりますとおり、土地区画整理事業に関する都市計画につきましては、市街化区域において定めとなっております。市街化調整区域につきましては、地方公共団体は土地区画整理事業を施行できない仕組みとなっております。

この理由は、市街化調整区域につきましては、地方公共団体が市街化を抑制すべき区域として指定したもので、そのような区域に行政自らが主体となって市街地の造成を図る土地区画整理事業を施行することは、計画的に市街地を整備するという行政の立場として適当ではないのではないかという趣旨によるものです。

一方で、市街化調整区域の中には周辺地域の市街化が進展しており、建築物の建築に対する需要が急激に増大している地域もあり、このような場所で土地区画整理事業を行おうと市街化区域に編入しますと、無秩序な開発が進んで、計画的な市街地の妨げになるということが予想されます。

このような条件を満たす市街化調整区域は、構造改革特区として認定されれば、地方公共団体自ら土地区画整理事業を施行することができるようになる特例措置です。

この特例措置につきまして、本年1月末に1件、構造改革特区として認定されましたので、今般、評価時期についてお諮りするものです。

評価時期の設定は、構造改革特区基本方針におきまして、規制の特例措置について、特区計画が初めて認定された場合に、関係各省庁が調査スケジュールを作成することになっており、評価・調査委員会は関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて意見を聴取した上で、記載の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するという規定が設けられております。したがって、今般、御議論いただくという仕組みです。

以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

何か、国土交通省から御説明がございますか。

(雪野課長補佐) 本区域計画でございますけれども、横浜市のほうで市街化調整区域で土地区画整理事業を実施し、農地として残す土地と都市的土地利用、すなわち宅地化する土地に整序することで地域の活性化を図ろうということを目的としております。

区画整理事業の区域が約242ヘクタールで、地権者数も約250名ということで、多くの関

係者の方の多様な意向の調整にそれなりの時間を要するというところもございまして、事業計画の決定は令和4年、事業完了は令和8年と予定しているところでございます。

このため、土地区画整理事業により、土地整序の状況等を確認して、評価検証が可能となるのは令和9年度ということで、令和9年度に評価を実施することとしたいと考えております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの御質問につきまして、御意見・御質問がございましたら、御発言いただきたいと思っております。

(島本委員長代理) 特区の中では変わったパターンということですよ。趣旨は分かりますし反対するわけではないのですが、どちらかというと、これは特区という箱をうまく使った規制強化というか枠組みを導入するというので、恐らく特区の中でも、地方分権とか地域活性化というところに資するという意味では特区の趣旨に合うところもあるけれども、ちょっと特殊なケースだなという感じはします。

これは自治体のほうから要望があってということなのか、国交省さんのほうが、こういう特区のフレームワークを使うと便利というか都合がいいと思われたのか、この辺の経緯を教えていただければと思っています。

(湯浅係長) 経緯としては、横浜市と川口市2者からの市街化調整区域での区画整理事業をしたいということで、2者から提案があって法改正に至ったという経緯がございます。両方とも特殊な事情を抱えていて、それぞれが調整区域で区画整理をしたいという提案を踏まえて、構造改革特別区域法の改正に至ったという経緯がございます。

(樫谷委員長) よく中身が分からないのです。イメージは分かるのですけれども、例えば、市街化調整区域というのがありますよね。その中で、この場合、この特定の部分の区画整理をするという意味なのですね。全体をやってしまうといろいろ弊害も出るので、その特定の開発しているところだけをこういう形でやれるので、特区が必要だということを言っているのですかね。そこだけ解除するようなこと、例えば、市街化調整区域をこの部分だけを外すということはできないのですか。

(雪野課長補佐) 基本的に市街化調整区域と申しますのは、先ほどの御説明にもあったのですけれども、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に分けて、計画的に市街化を図っていくということで、市街化調整区域は、基本的にそういった市街化を抑制すべき区域ということで定められておりますので、今回については、あくまで都市的な土地利用と農地を整序、基盤整備等を行って、適切な範囲で今後必要に応じて市街化区域に編入するというところで考えてございまして、通常の調整区域で区画整理を行って、丸々編入していくというような形は今回は考えておりません。

(樫谷委員長) これは時間がすごくかかるものなのですね。

(明石委員) そこだけはしょうがないですね。

(樫谷委員長) これは活性化というのだから、1～2年は無理でしょうけれども令和9年と言われてもね。実際こうやっていくと、調整とかいろいろあつてかかるのでしょけれどもね。都市の再開発のロジだと思つるので、いろいろな利害関係者を入れてしまうから、調整だけで相当時間がかかると思つたのでしょけれどもね。

(島本委員長代理) 今回の区画整理対象は、もともと軍用地だったのですか。

(湯浅係長) 米軍の通信施設がありまして、そこが使われなくなって返還されるというのがあつたので、そこをどうしていこうかという背景があります。

(島本委員長代理) もともと特殊なケースだったので、いろいろなやり方を模索されたけれども、結局は特区を使つてしまうのが一番手っ取り早いということに多分なつたのではないかという気がするのですけれども。

(樫谷委員長) どうなのですか。

(湯浅係長) 横浜市から相談とかもありまして、特区の提案をしていただくというふうになつたと認識しております。

(明石委員) 個人的ですけれども、委員長がおっしゃるように、地権者が200名ぐらいいらっしゃるのですね。この7年間もおいてしまうと、いつか天国に行く。要するに、言いたいのは、もう少し前倒しでできないかなと。びっくりしたのですが地権者が200何人いらっしゃるのでしょうか。複雑ですよ。事情は分かりますよ。

(湯浅係長) 工程表が、お配りしている資料の一番最後にページにつけていますけれども、御覧いただくと分かるように、かなりいろいろ手続がございまして、やはり事前の調整とか工事実施に至るまでもかなり。令和5年が工事開始ということなのですけれども、これでもかなり早いほうと認識しております。

(藤村委員) 1点だけ質問なのですけれども、地権者の同意というか、この場合それは必要ないのですか。地権者の同意を取るのがとても大変と思つたのですけれども、このように決めてしまうと、もうやるから文句を言うなどできるのかどうか。

(雪野課長補佐) 土地区画整理事業は、最終的に事業計画を決定するに当たっては、換地設計と申しまして、地権者の方の御意向を踏まえて、どういう形にしようということで、結構長い期間かけて地権者の方といろいろ意見交換をし、協議を進めてまいりますので、基本これでいいからお願いしますというような一方的な形ではなくて、きちんと調整を踏まえて進めていくということなので、その点は特段問題はないと思つます。

(樫谷委員長) 最後には収用とかはできるのですか。よく都市開発でURがやっているように、もちろんどこかの国と違っていきなり収用などということはありませんが、最後の最後はそれが使えるみたいな話を聞いたことがあるのです。

(岡田融資企画係長) 地方公共団体とか独立行政法人都市再生機構が施行するような公共的な性格を有しているものについては、直接施行という法律用語があるのですけれども、いわゆる、おっしゃっていただいたような強制執行みたいなやり方もありまして、用地を買収するのではなくて、必要に応じて工作物とか、場合によっては家屋を少し除却させて

いただくというような強制権も発動はできると。それは事業の公平性の観点から御協力いただいている方との関係において、そのようなシステムが用意されているというところでは。

(樫谷委員長) 横浜市のもこれに当たるということなのですか。いきなりこんな強制などということはありませんのですけれどもね。

(岡田融資企画係長) これは横浜市施行ですよ。そうであればそうです。

(樫谷委員長) 分かりました。

だからゆっくり時間をかけないとなかなか難しいという側面があるのですね。

先の話で私も生きているかどうかよく分からないのですけれどもね。

(島本委員長代理) 今までの中で評価までの期間が一番長いのではないですか。

(樫谷委員長) そうですね。でも、物事が進まないという評価できないですからね。

(山本参事官) つまびらかに全て存じ上げているわけではないのですが、通常であれば、認定をすれば比較的すぐ事業は始まりますので、その結果というのも比較的早く分かってくるというのが通常ですので、1年後とか2年後とかが多いかなと思うのですが、確かに令和9年度というのは大分先な感じがします。これほど長いのは初めてかなという気はいたします。

(樫谷委員長) こういう例というのは、ほかの都道府県ではあり得るのですか。米軍のものだったら沖縄なども返還されますよね。米軍基地が何区域なのがよく分かりませんが、区域の全体だったら市街化区域に変えてしまえばいいのでしょうかけれども、その隣の地域がどうだとか気になると、市街化調整区域のまま土地区画整理事業を行うこともあり得るのですか。まだこの特例を活用する余地が出てくるのですか。もうあまりないのですか。

(雪野課長補佐) 全国的に見ますと、恐らく市街化調整区域の中でも、周辺の市街化の進展が著しいとか、中でも、すごく利便性が高く建築需要が高いとか、そういうこともあって、ただ、そのまま市街化区域に編入してしまうと、無秩序に建築が進んで、計画的な市街化が行われないうおそれのあるところがあるかと思っておりますので、今すぐ、どれぐらいニーズがあるかというのは把握はしておりませんが、今後、このようなケースで申請が上がってくれば、同じようなことで対応するような形も可能性としてはあるのかなと思います。

(樫谷委員長) ないわけではないということですね。

(島本委員長代理) あと、2027年に評価するときには何を評価するかという問題もあって、基本的に地域限定で規制を緩和して全国展開できるかどうかを評価するというのはメインのコンセプトなのですが、今回は、特区はやはり認定が速いからということで便利な措置であって、土地区画整理事業をされるということはいいいことだと思っておりますけれども、では2027年にうまく土地区画整理事業がいて、今度、それを全国展開するということになる、法律そのものを変えるということに恐らくなるわけですね。

(雪野課長補佐) なので、恐らく評価のときには、例えばその地域の交通量がどうなって

いるかとか、土地利用はどのように進展しているか、周辺の市街地環境はどのように変化したかというようなお話とか、一番は地域活性化という大きな目的がございますので、その地区についてのマスタープランというか、上位計画に対して合致しているかあるいは違っているかという辺りが多分評価のポイントになってこようかなと思います。

(島本委員長代理) 重い評価になるということですね。

(樫谷委員長) 分かりました。

よろしいでしょうか。

それでは、特例措置1231につきましては、国土交通省作成のスケジュールどおり令和9年度に評価を行う案を委員会意見として了承することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、委員会意見として了承することとしたいと思います。そのように進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

6. その他

(樫谷委員長) 本日の議事は以上ですけれども、事務局から何かございますか。

(山本参事官) 特にございません。

7. 閉会

(樫谷委員長) それでは、本日の委員会はこれで閉会したいと思います。ありがとうございました。